

# 答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮詢があるので、次のとおり答申する。

## 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付の日付を令和5年12月20日として行った愛の手帳の交付決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

## 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、障害の度数をより高い度数に変更することを求めている。

日々の生活で周囲の援助が比較的多く必要で、これらの事柄を踏まえても軽度と判断するには無理がある。3度に上げて請求人にとって今よりも日常生活の公的サポートを充実させた方が望ましいといった趣旨を十分踏まえて判定をしてほしいと訴及した。現在のあり様で現状維持の判断はおかしいという事である。

判定当日、心理テストと請求人の日常の聞き取りを行った心理担当者が、判定の途中経過で「どう考えても4度の範囲内にしかならないと思う～」と言った。その結論ありきで判定を主観的に行っていた疑惑が拭えないので今回の結果を受け入れる事はできない。

請求人は、既に障害年金をもらっており、厚生労働省が障害年金2級で中度相当と認定していると解釈できる状況である。

2019年8月に入院先の病院の医師から突発性難聴の診断を受けた。当時は身体障害者手帳の対象にはならなかったが、当初より聞こえにくくなっている。身体障害者手帳が取得できれば、手帳が合計三冊となる（愛の手帳4級・精神障害者保健福祉手帳2級）。常識的に考えて、この様態では障害の程度を軽度と判定することができなくなる。

突発性難聴は年月が経てば治らない病気である。現状では障害年金を申請することになると思うが、既に別の疾患で障害年金を受給しているため、聴覚の検査結果が年金2級判定となれば、併合して1級となる。この点を踏まえても、常識的に障害の程度を軽度と判定することはできない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 3月 6日	諮問
令和7年 6月 27日	審議（第101回第2部会）
令和7年 7月 28日	審議（第102回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する

##### 1 要綱等の定め

(1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとして、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都

内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

- (2) 都要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者等は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が 18 歳以上の場合には、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、同条 4 項及び 4 条は、申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1）及び当該知的障害者が 18 歳以上である場合は都要綱別表 4 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、同条 1 項の規定により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するとしている。

なお、総合判定基準表は、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」を 3 度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」を「4 度（軽度）」とするとしている。

- (4) 都要綱 8 条は、手帳の交付を受けた者が、3 歳、6 歳、12 歳、18 歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により処分庁に更新の申請をし、再判定を受けなければならないとし、また、都要綱 10 条は、8 条の規定による手帳の更新については、3 条、5 条及び 6 条の規定を準用するとしている。

- (5) 都要綱 14 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和 42 年 3 月 20 日付 42 民児精発第 58 号。以下「実施

細目」という。) の 4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の 4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

心障センター所長は、請求人に対する面接等により得られた所見に基づき、おおむね下記アないしクのとおり判定していることが認められる。

#### ア 「知能測定値」について

鈴木ビネー知能検査による知能指数は IQ 35 であり、これは個別判定基準表における「3度」（知能指数及びそれに該当する指標がおおむね 35～49）に相当する。

以上のことから、知能測定値は「3度」と判定されている。

イ 「知的能力」について初回判定時の面接等において、請求人は中学の成績は 3（5段階評価）が多く、都立商業高校に一般入試で入学しており、40歳位で病気になったとされている。

今回判定時の面接記録票によれば、漢字の読みは概ね最初の一文字のみの記入で「後は分かんない」というものの、「会釈」の読みは「え」と記入、一方で、計算問題や硬貨の名称は全て不正答、美の比較では全て逆の方を選ぶ等、不自然な間違い方が多く、検査当日の請求人の疎通や生活状況とも乖離があることから、本来の能力は反映されていないと考えられると記載されている。

以上のことから、請求人は、本来的には知的障害軽度から普通知下の知的能力を持っていたものの、成人期以降、精神状況の悪化に伴って認知機能及び生活能力が低下したものと推測され、4度（テレビ、新聞等をある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる）と判定されている。

#### ウ 「職業能力」について

高校卒業後、専門学校に進学し、卒業後、○○、○○、○○にて就労。40歳頃に精神疾患を発症し、平成 25 年以降退職。しばらく

く在宅生活だったが、令和2年頃から就労移行支援事業所への通所を開始し、令和3年から、○○（障害枠）で○○の作業に従事している。

以上のことから、4度（単純作業は可能であるが、時に助言等が必要）と判定されている。

#### エ 「社会性」について

過去に一般枠で就労していた際には職場内の対人関係の問題があり、また、退職後は引きこもりがちな生活であった。

現在も就労していない時は引きこもりがちな様子がうかがえるが、通所先の事業所では、3人でチームを組んで仕事をしており、おおむね大きな問題なく過ごせている。

以上のことから、4度（対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能）と判定されている。

#### オ 「意思疎通」について

発音に幼児音が残り、また、時折目をつぶりながら苦しそうに話すこともあったが、判定に至った経緯や現在の生活について多語文で十分な説明が可能であった。

以上のことから、4度（日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能）と判定されている。

#### カ 「身体的健康」について

糖尿病、双極性障害、A D H Dで通院、服薬している。服薬は、訪問看護師が週1回仕分けをし、あとは自己管理している。

以上のことから、3度（特別の注意が必要）と判定されている。

キ 「日常行動」について精神発達遅滞、双極性障害、A D H Dの診断を受け、精神科クリニックに通院し服薬治療中である。興奮して朝5時からイライラして大声を出す、片付けができない等の行動がある。

以上のことから、3度（日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要）と判定されている。

#### ク 「基本的生活」について

両親の他界、妹の結婚に伴い、令和元年から一人暮らしを始めたところ、いろいろとできないことが判明し、現在は週1回ヘルパーが掃除をしている。炊飯は自分で行い冷凍保存し、おかずはスーパ

一で購入している。買い物は覚えられないためメモに書いていくことが必要で、おつりの計算はできない。金銭管理は妹が行っているが、福祉サービスを利用する話も出ている。身だしなみについては声掛けが必要で、服装の寒暖調整はヘルパーに聞いて確認している。

以上のことから、3度（身辺生活の処理がおおむね可能）から4度（身辺生活の処理が可能）の中間と判定されている。

#### ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち「3度」が3項目、「3度」から「4度」が1項目、「4度」が4項目とそれぞれ判定されている。

上記各項目における障害の程度の判定は、面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められる。

また、本件判定書のプロフィール欄には、「知能測定値は3度域だが、精神症状による影響が大きいと考えられ、その他プロフィール等から、総合的に4度と判断。」と記載されている。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体としては、4度程度と判断するのが相当である。

#### (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的障害」と、心理学的所見欄には「C A 5 3 MA 5 : 8 IQ 3 5 R 5. 1 1. 2 8 実施 鈴木ビネー改定版」と、社会的診断所見欄には「気分変動といった精神症状のため、金銭管理の難しさや記憶力の低下など、生活に支障が生じている。更なる症状の悪化を避けられるよう、本人のペースに合わせた支援が望まれる。」と記載されている。

#### (3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、精神障害者保健福祉手帳2級を所持し、障害年金2級と認定され、身体障害の症状を有すること等を踏まれば、愛の手帳の障害の程度を軽度（4級）と判定することはできない旨主張する。

しかし、上記1・(1)のとおり、愛の手帳は知的障害者の保護及び自立更生の援助を図るため、知的障害者に交付するものであり、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び障害年金とは別の制度であって、愛の手帳における知的障害の程度の認定において他の制度の障害の状態を加味する規定もないことから、知的障害の程度の認定は、他の制度における障害等級の影響を受けるものではない。

そして、請求人の知的障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「4度」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということはできない。

#### 4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己

別紙1及び別紙2（略）